

工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この工事特記仕様書は、埼玉県土木工事共通仕様書に定めるもののほか、適用する工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この工事特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名：浦和競馬場内第2工区植栽工事

工事場所：埼玉県さいたま市南区大谷場一丁目8番42号

(共通事項)

第3条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。

また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

○ 再生資源利用計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 1,000m³以上の土砂を搬入する工事
- ② 500t以上の砕石を搬入する工事
- ③ 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ④ 最終請負金額100万円以上の工事

○ 再生資源利用促進計画書（実施書）の作成対象工事（下記のいずれかに該当する工事）

- ① 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事
- ② アスファルトコンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事
- ③ 最終請負金額100万円以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。

なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結するものとする。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、建設廃棄物マニフェストA票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。また、工事検査時には原本を提示しなければならない。

(建設廃棄物の再資源化等)

第4条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）の分別解体等及び再資源の実施について適正な処理を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等については設計図書に、再資源化については以下の積算条件を設定しているが、費用等については契約締結時に発注者と受注者の間で確認される事項であるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件によりがたい場合は監督員と協議するものとする。

○ 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
アスファルト		
コンクリート		

※上記は処理施設を指定するものである。

- 2 受注者は、契約前に「分別解体等の計画等」について、文書で発注者に説明するものとする。
- 3 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づき、以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、監督員に報告しなければならない。
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
 - ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 また、同条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。
なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。
- 4 受注者は、工事の施工にあたっては、平成14年3月18日に策定した「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化に努め、廃棄物量の減量を図らなければならない。

(再生資材の利用)

第5条 下記の再生資材を、備考欄の部分に利用すること。

資材名	規格	備考
再生切込砕石		
再生砂		

なお、現場から40kmの範囲の再資源化のための施設から供給が困難な場合は、新材への変更を変更契約の対象とする。

(建設発生土の搬出)

第6条 建設発生土は、(株)建設資源広域利用センター(UCR)へ搬出すること。なお、搬出の手続き、搬出先等に変更があった場合には、監督員の指示によるものとする。

搬出先	
土量	

(埋蔵文化財)

第7条 工事個所は埋蔵文化財包蔵地内ではない。

(安全対策)

第8条 本工事は昼間施工を基本とするが、日中の工事施工中はもちろんのこと、夜間においても安全を確保すること。

(その他)

第9条 公園内での作業となるため、利用者に注意すること。

浦和競馬開催日の工事作業は行えない。

第10条 上記に定めるもののほか、必要に応じ監督員と協議の上、工事を実施する。

別添 1

特例監理技術者等の配置に係る特記仕様書

(趣旨)

第 1 条 この特記仕様書は、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置に係る必要な事項を定めたものである。

(技術者の配置等)

第 2 条 特例監理技術者の配置を行う場合は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、若しくは、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限る。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者又は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 特例監理技術者が兼務できる工事は、埼玉県内で施工される工事であること
- (5) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制であること。
- (7) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(同一の特例監理技術者が兼務できる工事)

第 3 条 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に 2 件までとする。

(提出書類)

第 4 条 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、現場代理人等通知書及び経歴書を監督員にその都度提出するものとする。

2 受注者は、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合は、施工計画書に各々が担う業務について記載し、監督員にその都度提出するものとする。

(適用除外)

第 5 条 次に掲げるいずれかの要件に該当する場合は、特例監理技術者の配置を認めないものとする。

一 埼玉県建設工事低入札価格調査制度実施要領で定める低入札価格調査を経て

契約を締結する工事であるとき。

二 埼玉県建設工事技術者複数配置試行要領による工事であるとき。

(CORINSへの登録)

第6条 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合、又は配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。

(その他)

第7条 既に監理技術者として配置されている工事について、監理技術者が専任から兼務に変わり、監理技術者補佐を新たに設置するなど、施工体制が変更になる場合は、事前に発注者と協議し、必要な手続きを行うものとする。

浦和競馬場内第2工区植栽工事

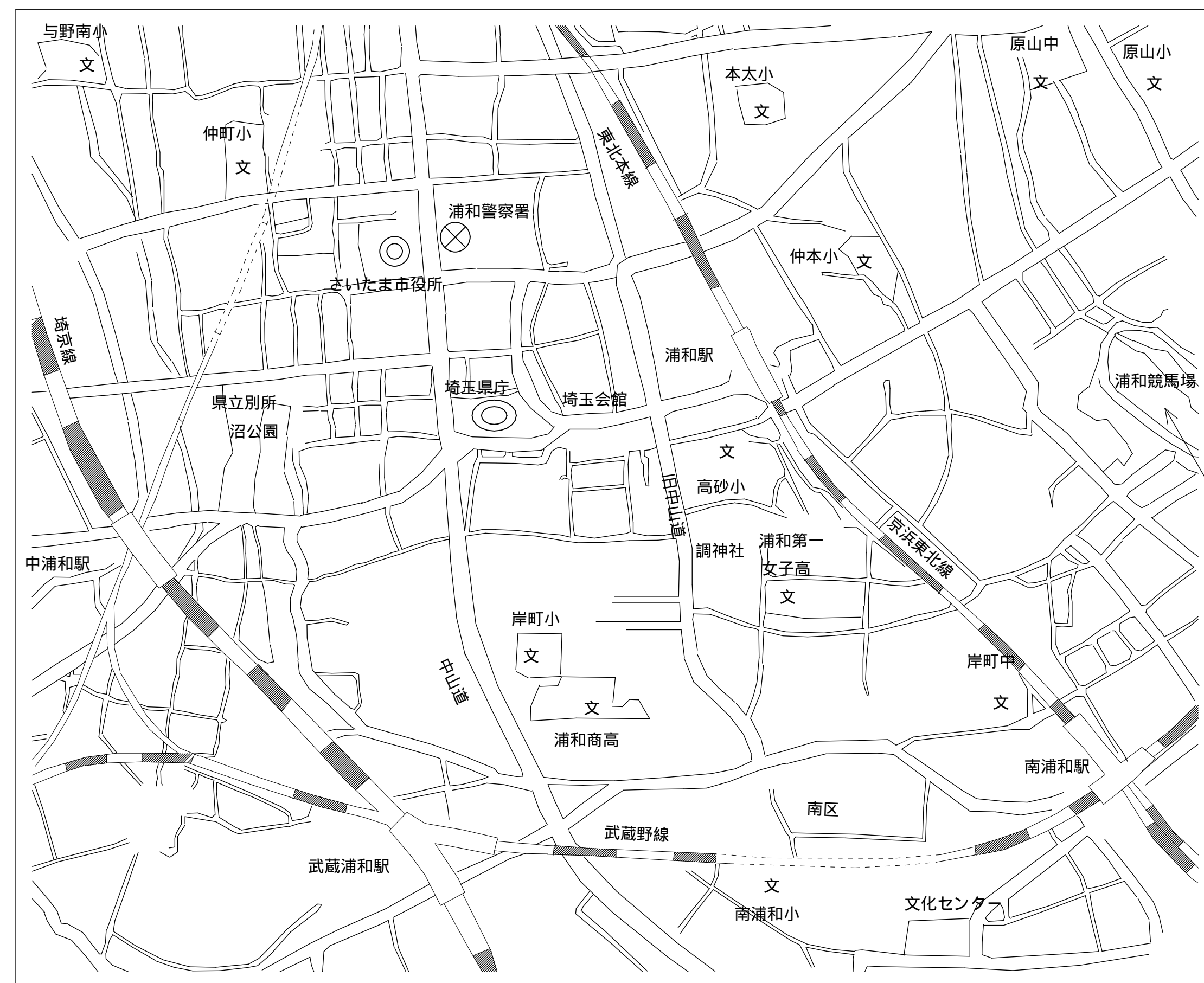
埼玉県浦和競馬組合

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課	4枚のうち	工事名	浦和競馬場内第2工区植栽工事			
	00	図面名	表紙			
課長	主任専門員	主査	係	令和3年月		
飛塚	都築	三好	関根・飯田	縮尺	- (A1) - (A3)	

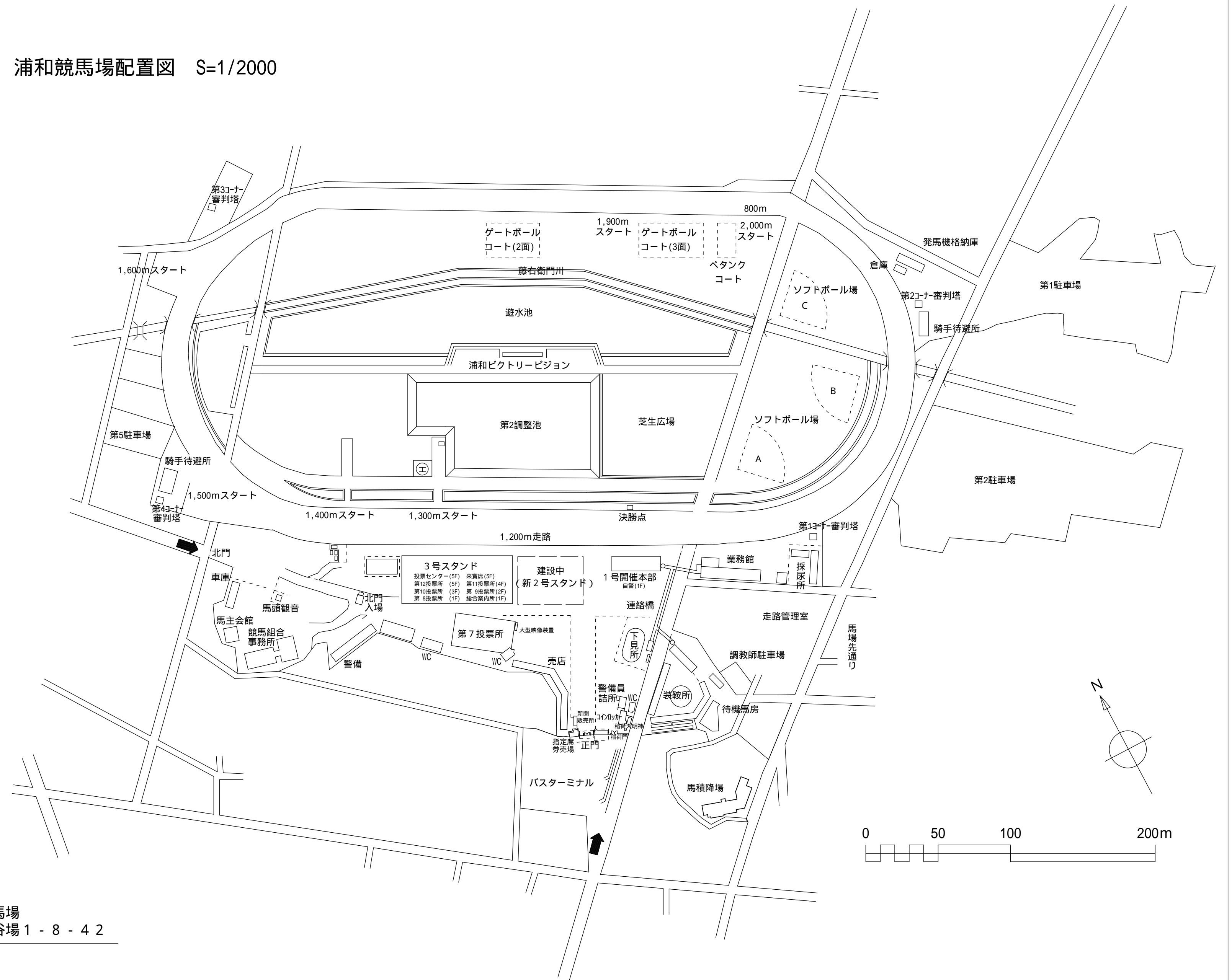
図面リスト

図面番号	図面名	縮尺(A-1)	備考
00	表紙		
01	図面リスト・案内図	図示	
02	現況平面図	1:600	
03	計画平面図	1:600	
04	詳細図-1 植栽基盤、支柱	図示	

案内図



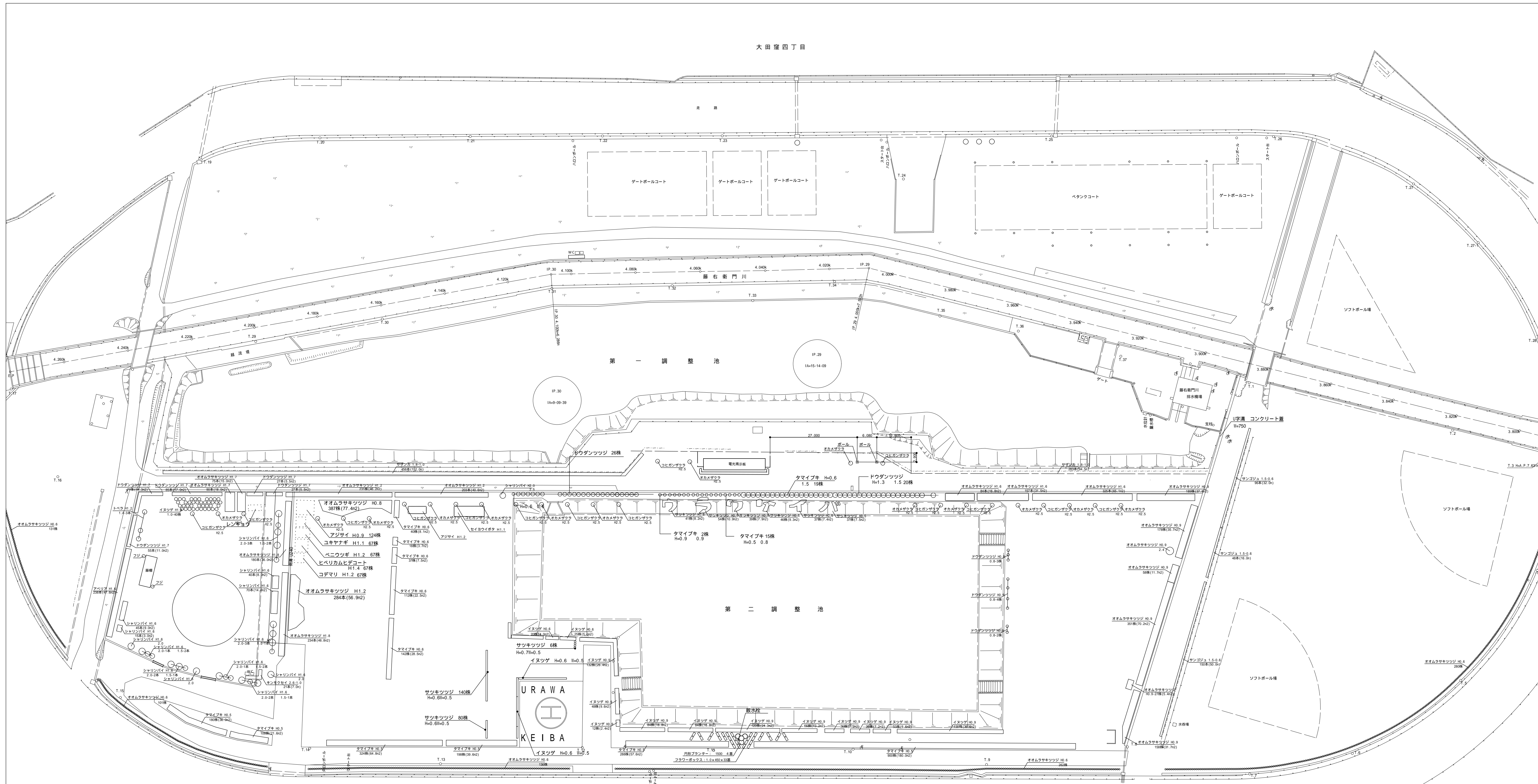
浦和競馬場配置図 S=1/2000



工事箇所：浦和競馬場
さいたま市南区大谷場 1 - 8 - 4 2

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課	4枚のうち	工事名	浦和競馬場内第2工区植栽工事			
	01	図面名	図面リスト・案内図			
課長	主任専門員	主査	係	令和3年月		
飛塚	都築	三好	関根・飯田	縮尺	(A1) (A3)	

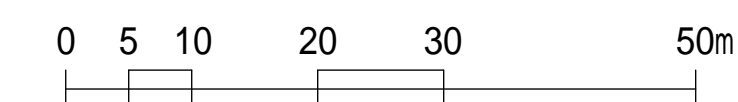
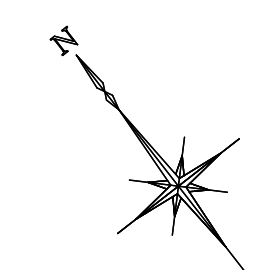
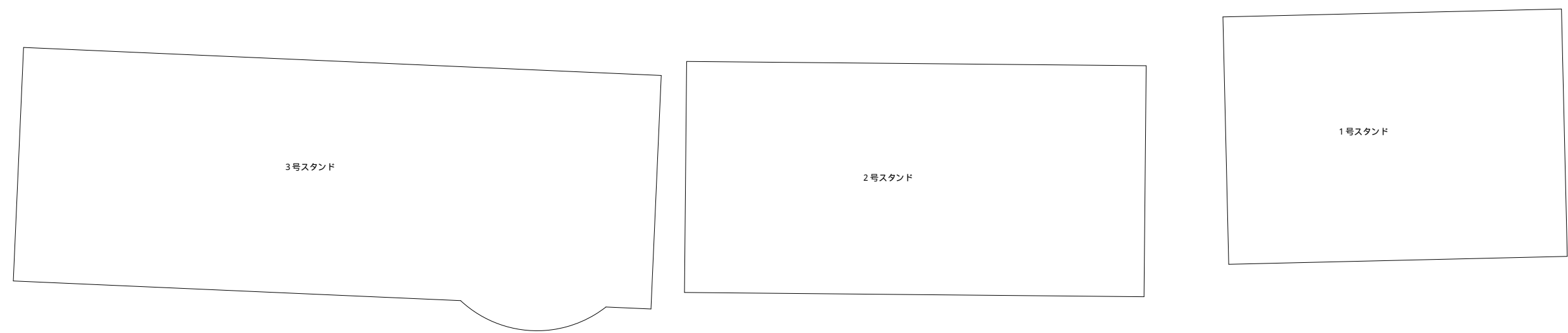
大田窪四丁目



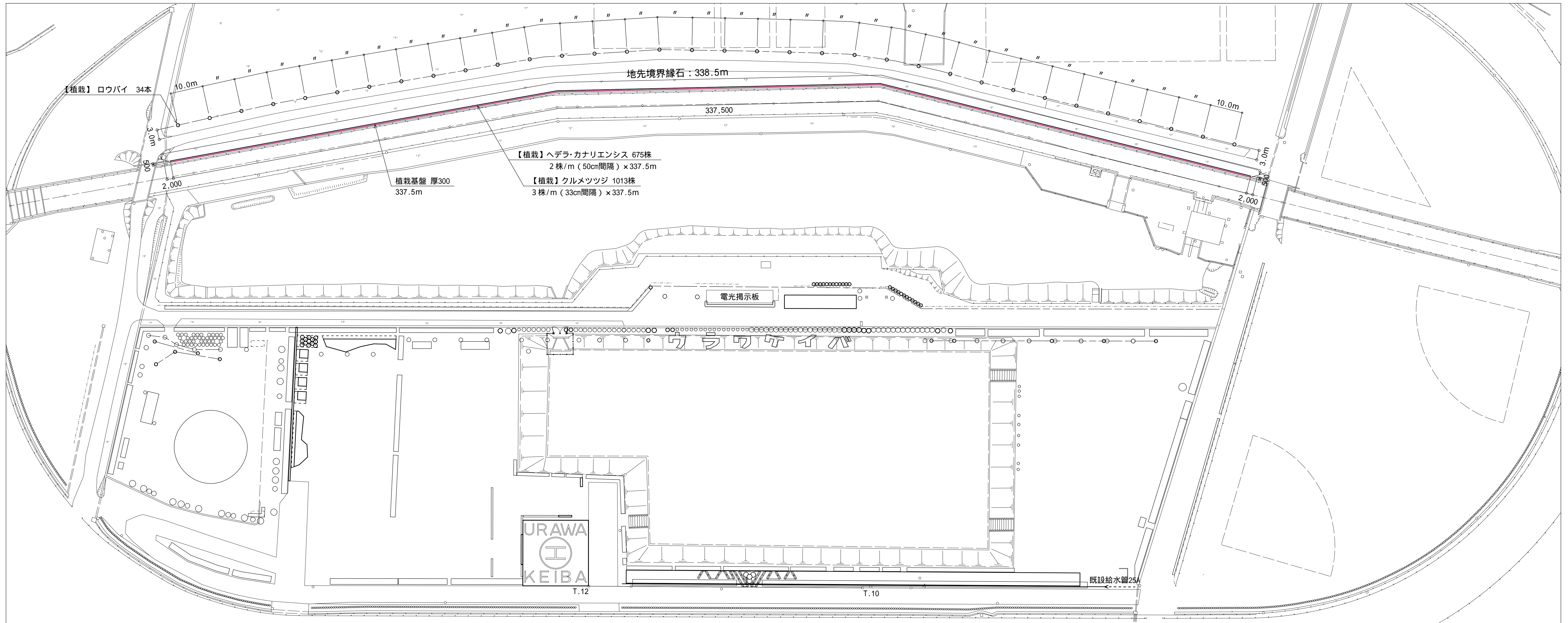
浦和競馬場

大谷場一丁目

浦和市



埼玉県浦和競馬組合 施設管理課	4枚のうち	工事名	浦和競馬場内第2工区植栽工事			
	02	図面名	現況平面図			
課長	主任専門員	主査	係	令和3年月		
飛塚	都築	三好	関根・飯田	縮尺	1:600(A1) 1:1200(A3)	

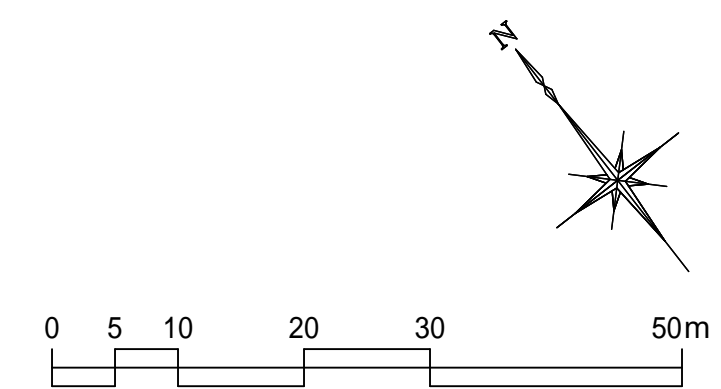


施設整備 数量表

名称	形状寸法	数量	単位	備考
地先境界線石	120 × 120 × 600	338.5	m	
植栽地客土	厚300 混合土	337.5	m	

植栽 数量表

名称	形状寸法	数量	単位	備考
植栽				
ロウバイ	H=1.8m、W=0.5m	34	本	添柱形支柱
クメツツジ	H=0.3m、W=0.25m	1,013	株	
ヘデラ・カナリエンシス	L=0.3m、3本立	675	株	



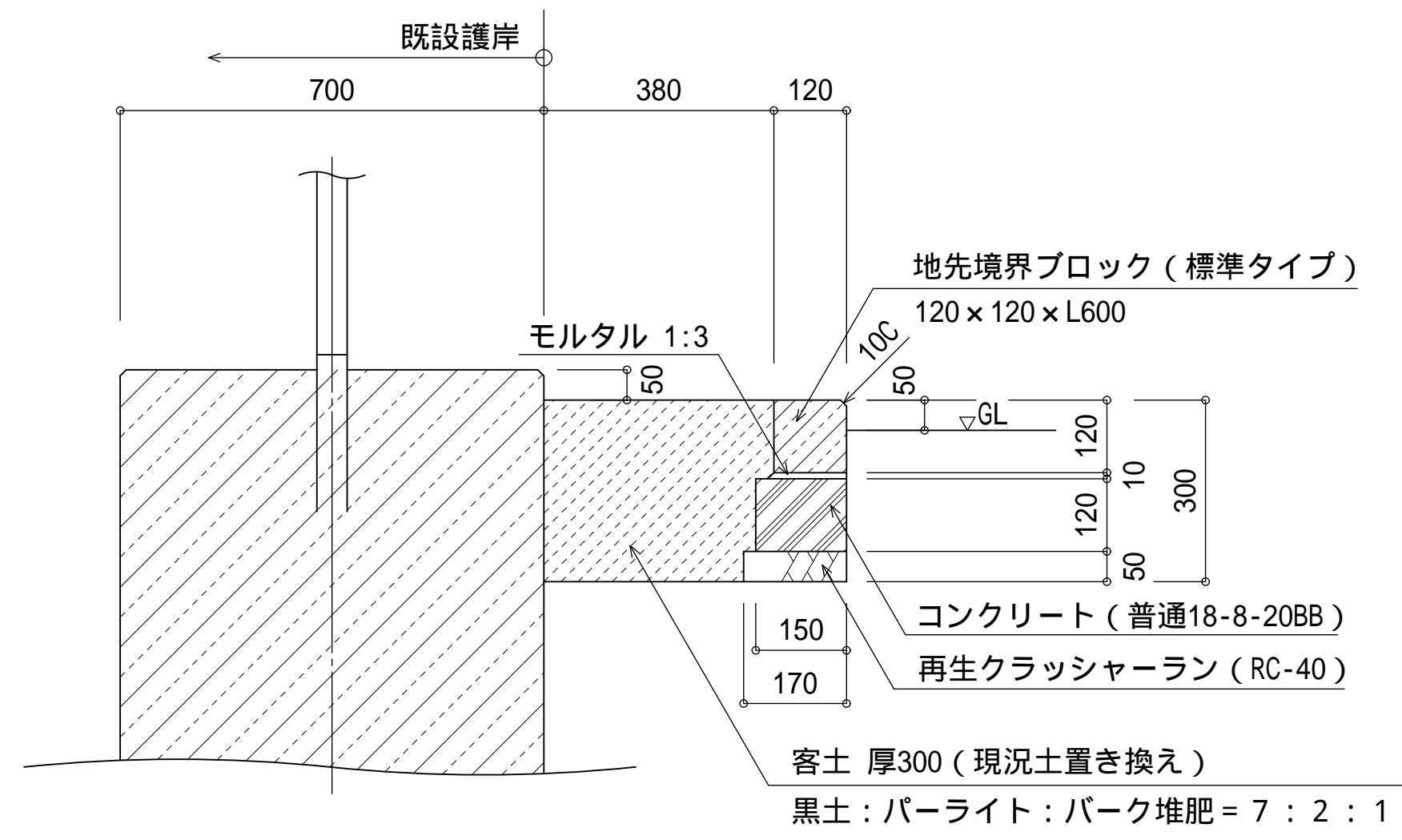
埼玉浦和競馬組合 施設管理課	4枚のうち	工事名	浦和競馬場内第2工区植栽工事		
	03	図面名	計画平面図		
課長	主任専門員	主査	係	令和3年月	
飛塚	都築	三好	関根・飯田	縮尺	1:600(A1) 1:1200(A3)

地先境界縁石・植栽地客土

S=1/10

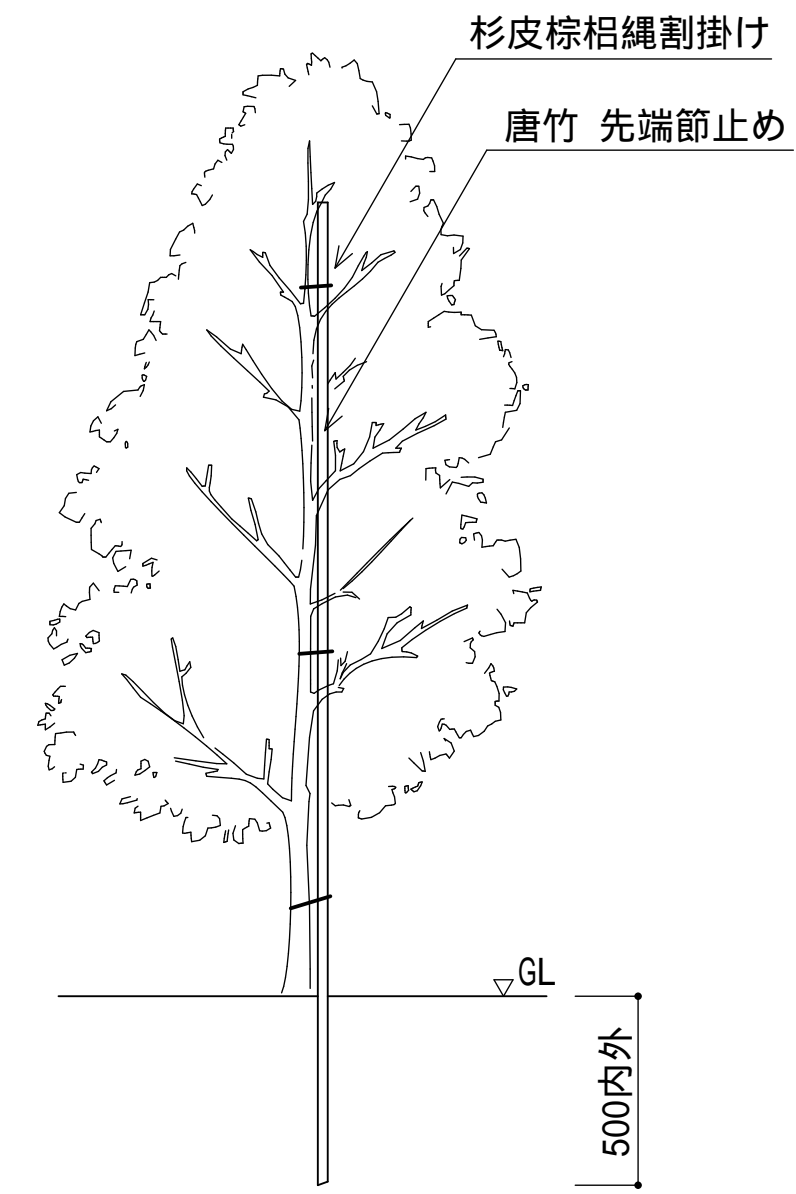
支柱 添柱形 (1 本形・竹)

S=1/20



断面図 S=1/10

パーライトは真珠岩系 (5mm以下) とする。
バーク堆肥は家畜排泄物不使用の完熟品とする。



棕櫚縄および鉄線による結束は2本
どり3回巻の計6回巻以上とする。

立面図 S=1/20

埼玉県浦和競馬組合 施設管理課	4枚のうち	工事名	浦和競馬場内第2工区植栽工事			
	04	図面名	詳細図-01			
課長	主任専門員	主査	係	令和3年月		
飛塚	都築	三好	関根・飯田	縮尺	: (A1) : (A3)	